

(仮称) 北烏山七丁目緑地事業の広報の考え方

区は、区民等に向けた周知について、概ね以下の4つの階層で取り組んでいる。
※受託者は、緑地開放の企画・運営、緑地づくりニュース等のお知らせ（アンケート含む）の企画・作成・印刷・戸別配布、ポータルサイトの運営を担当する。

1. 隣接地：緑地に隣接する住む区民
→緑地内での工事等のお知らせなど
2. 近隣住民：緑地から約500mの範囲に住む住民（約5,700世帯）
 - ・北烏山四・五丁目・七丁目・八丁目全域
 - ・北烏山六丁目25番～32番、北烏山九丁目25番～32番
 - ・給田四丁目32番、給田五丁目4番
 - ・三鷹市牟礼二丁目18番45番・46番→住民参加ワークショップや緑地開放等のお知らせなど
3. 烏山地域：世田谷区の5地域のうち、烏山地域に住む区民
→区のお知らせ（広報紙）、区ホームページ、ポータルサイト、SNSなど
4. 区民
→区のお知らせ（広報紙）、区ホームページ、ポータルサイト、SNSなど
5. 区外
→区ホームページ、ポータルサイト、SNSなど

参考：これまで実施してきた主な取り組み

- 1) 区のお知らせ（広報紙）
緑地開放やワークショップ開催のお知らせなど
- 2) 区ホームページ
事業概要や各種お知らせの周知
- 3) (仮称)北烏山七丁目緑地ポータルサイト、各種SNS（X、Instagram、Facebook）
※受託者による運営
- 4) 緑地開放や出張展示
- 5) 近隣住民への戸別配布
住民参加ワークショップや緑地開放、フィールドワーク等のお知らせの配布
- 6) 隣接地への戸別配布
緑地内での工事等のお知らせなどの配布
- 7) 近隣小・中学校へ電子配信
お知らせや子ども向けイベントの周知
- 8) 区広報板や現地への貼り出し